

○総務省告示第二百三十五号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）第四条の二第七項の規定に基づき、平成二十七年総務省告示第四百三十七号（電波法第四条の二第七項の規定に基づき同条第一項の同法第三章に定める技術基準に相当する技術基準として総務大臣が指定する技術基準を定める件）の一部を次のように改正する。

令和二年八月六日

総務大臣 高市 早苗

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
<p>法第四条の二第一項の規定により同法第三章に定める技術基準に相当する技術基準として総務大臣が指定する技術基準は、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>【一略】</p> <p>一 Bluetooth SIGが定める規格のうち、Bluetooth Core Specification Version 2.1以降</p> <p>三 米国電気電子学会が定める規格のうち、IEEE802.11ax</p>	<p>【同上】</p> <p>【一 同上】</p> <p>一 Bluetooth SIGが定める規格のうち、Bluetooth Core Specification Version 2.1からVersion 5.1までのいずれかのもの</p> <p>【新設】</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 米国電気電子学会において、IEEE802.11axが成立するまでの間、第三項中「IEEE802.11ax」を「IEEE802.11ax (Draft 1.0以降)」と読み替えて適用する。